

金融商品取引法の特定投資家制度における一般投資家・特定投資家間移行の「期限日」

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

当社が、金融商品取引法第 34 条の 3 若しくは第 34 条の 4 に基づき特定投資家以外の顧客を特定投資家として取り扱う期間は、当社がかかる取り扱いについての申出を承諾する日とした日から起算して 1 年を経過する日の前に到来する 8 月 31 日（以下「期限日」といいます。）までです。

なお、期限日後の取引においてもかかる取り扱いをご希望される場合は、期限日の 1 ヶ月前から期限日までの間に更新の申出をしていただく必要があります。

以 上